

## 次世代育成対策推進法に基づく行動計画

全ての社員が仕事と生活を調和させ、能力を最大限に発揮できる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 3 年間

### 2. 内容

目標 1： 育児のための時間を取得しやすい環境をつくる

<対策>

育児休業制度等の社内通知を促進し、男性社員も含めて制度が利用しやすい環境づくりを推進し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。

目標 2： 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

<対策>

有給休暇取得率向上に向けた施策を検討する。

有給休暇取得率向上のため、計画年次休暇取得の促進活動を行う。